



## 農業女子プロジェクトメンバー募集要領

平成 28 年 11 月現在

### 1 募集対象

農業を職業とし、自らの経営や地域との関わり方などに志をもつ女性で、本プロジェクトの趣旨に賛同する方。

### 2 参加期間

「農業女子プロジェクト規約」第 4 条に定める事業期（毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで）の 1 年間とします。

事業期の途中から参加する場合は、事務局が『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』を発行した日から当該事業期末までとします。

事業期末までに農業女子メンバーから退会の申し出がない場合は、自動的に 1 年間延長します。

### 3 農業女子メンバーに行っていただくこと

#### 【アイデア・意見の提出】

プロジェクトの進め方や、農業女子が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵に関するテーマで、随時事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページのアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。

提出いただいたアイデア・意見は、個別プロジェクト（企業毎のプロジェクト）の企画の検討や広報活動に活用させていただきます。

#### 【個別プロジェクトへの参加】

企業とのプロジェクト毎に、希望する農業女子メンバーの中から個別プロジェクトへの参加メンバーを決めます。

個別プロジェクトのメンバーには、企画会議への出席、企業からのヒアリング、モニター等を通じて、新たな商品やサービス、情報の創出に積極的に関わっていただきます。

また、個別プロジェクトに関するテーマで、事務局からアイデア・意見募集を行いますので、メール、公式ホームページのアンケートフォームでアイデア・意見の提出をお願いします。

その際、ご自身が入っているネットワーク（地域や作物等）の方々にも意見を聞いていただき、併せて届けてください。

#### 【推進会議への出席】

今後の進め方や個別プロジェクトの実施状況等に係る情報交換などを行うため、年に 2 回程度、推進会議を開催します。農業女子メンバーの中から代表して数名（5～10 名）程度出席していただきます。

#### 【農業女子プロジェクト活動に関する情報発信】

本プロジェクトを通じた活動等に関し、公式ホームページや Facebook 等を活用し、積極的かつ効果的な情報発信をお願いします。

#### 4 参加の要件

参加の要件は、以下のすべての項目を満たす女性とさせていただきます。

- ・「農業女子プロジェクト規約」に同意いただける方
- ・農業を職業としている方
- ・ご自身で生産した生産物を販売している方
- ・3の内容に取り組んでいただける方
- ・送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時事務局との間で連絡可能な方

（農業女子プロジェクト規約

[https://nougyoujoshi.maff.go.jp/common/pdf/overview/njp\\_kiyaku.pdf](https://nougyoujoshi.maff.go.jp/common/pdf/overview/njp_kiyaku.pdf)

を必ずお読みください。）

#### 5 参加の手続き

- ① 農業女子プロジェクトホームページの「新規メンバー募集」フォームからお申し込みください。

<https://nougyoujoshi.maff.go.jp/join/>

- ② 申込みフォームへの必要事項の入力及び同意

農業女子プロジェクトへの申込みに必要な、名前、住所、連絡先等の情報を「申込フォーム」に入力します。

※ご記入いただいた個人情報は、本プロジェクトに関する連絡及びご案内のみに利用します。また、農業女子メンバーに登録の際は、申込みフォームで[公開]がついている箇所については、農業女子プロジェクトのWEBサイト等で公開することに同意していただく必要があります。

- ③ 参加申込みを受け付けると、申込みフォームに記入していただいたアドレスあてに「team-jyosei@maff.go.jp」から受付確認メールが自動送信されますので、ドメイン「@maff.go.jp」からのメールが受信できるように、ご自身でドメイン設定をお願いします。（お使いの環境によっては、迷惑メールに分類されていることがありますので、ご注意ください。）
- ④ 参加申込みから概ね2週間以内に、事務局から参加申込みフォームの記載内容について確認の電話連絡をさせていただきます。
- ⑤ ④のご連絡後、登録となった場合、事務局は『「農業女子プロジェクト」への参加登録完了について』（郵送）にて、ホームページログイン用のID、パスワードを発行します。

#### 6 注意事項

次に該当する行為を行った場合には、農業女子メンバーから除外させていただきます場合もありますので、予めご了承ください。

- ① 「農業女子プロジェクト規約」に反する行為
- ② 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれがある行為
- ③ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者に損害又は不利益を与える行為
- ④ 本プロジェクトの他の参加者、農林水産省又は第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- ⑤ 本プロジェクトを利用した政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似する行為
- ⑥ 本プロジェクトの適切な実施・運営に支障を来す行為

（以上）